

平成 30 年 4 月 6 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 岩崎 俊博 殿りそなアセットマネジメント株式会社  
代表取締役 西岡 明彦 ㊟

## 正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イ（第 18 号イ）の規定に基づき、平成 29 年 12 月 27 日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、平成 30 年 3 月 30 日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

## 1 【委託会社等の概況】

## (1) 資本金の額

平成30年 3 月末現在

資本金の額	1,000,000,000円
発行可能株式総数	3,960,000株
発行済株式総数	3,960,000株

## ●過去 5 年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成 29 年 7 月 7 日	1,000,000,000 円 (490,000,000 円)

## (2) 委託会社の機構

## ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができます。取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

## ② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下 P. D. C. A サイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN : 計画

- 運用部は、運用基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、運用委員会がその承認を行います。

○DO : 実行

- ファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、運用部長が承認します。
- ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- 運用部長は、ファンドが運用計画に沿って行われていることを確認します。
- 売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離された運用部トレーディンググループが、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK : 検証→ACTION : 改善

- 法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。その結果は、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともにすみやかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- 運用実績等については運用委員会が統括し、運用部に対する管理・指導を行います。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。平成30年3月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	51	388,732
合計	51	388,732

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第3期事業年度に係る中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
預金	687,592	334,657
前払費用	20,089	36,555
未収入金 ※2	56,741	95,899
未収委託者報酬	16,253	67,272
未収還付消費税等	12,085	11,066
繰延税金資産	5,759	8,236
流動資産計	798,522	553,688
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	3,566	3,992
器具備品 ※1	3,203	3,866
有形固定資産計	6,770	7,858
無形固定資産		
ソフトウェア	23,481	36,708
無形固定資産計	23,481	36,708
投資その他の資産		
投資有価証券	—	2,796
差入敷金保証金	10,200	10,200
長期前払費用	4,416	3,416
繰延税金資産	1,392	873
投資その他の資産計	16,009	17,286
固定資産計	46,261	61,853
資産合計	844,783	615,542

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	8,028	27,694
その他未払金	15,079	55,592
未払費用	12,543	17,511
未払法人税等	2,303	4,868
預り金	—	32
賞与引当金	20,683	26,272
流動負債計	58,638	131,972
負債合計	58,638	131,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△193,854	△496,843
利益剰余金計	△193,854	△496,843
株主資本計	786,145	483,156
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	413
評価・換算差額等計	—	413
純資産合計	786,145	483,569
負債・純資産合計	844,783	615,542

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,708	332,491
営業収益計	15,708	332,491
営業費用		
支払手数料	7,576	150,399
広告宣伝費	23,483	20,758
調査費		
調査費	28,094	110,241
委託調査費	3,850	65,285
委託計算費	15,219	52,522
営業雑経費		
印刷費	3,450	12,940
協会費	845	1,482
販売促進費	923	1,560
その他	414	15,978
営業費用計	83,856	431,169
一般管理費		
給料		
役員報酬	18,266	46,399
給料・手当	76,336	150,916
賞与	2,360	10,843
賞与引当金繰入額	20,683	23,811
旅費交通費	425	2,575
租税公課	5,870	5,778
不動産賃借料	13,564	16,113
固定資産減価償却費	2,107	8,420
諸経費	49,785	37,244
一般管理費計	189,401	302,103
営業損失	257,549	400,782
営業外収益		
投資有価証券売却益	—	419
雑収入	0	16
営業外収益計	0	436
営業外費用		
為替差損	—	26
投資有価証券償還損	29	—

営業外費用計	29	26
経常損失	257,579	400,372
税引前当期純損失	257,579	400,372
法人税、住民税及び事業税	△56,572	△95,241
法人税等調整額	△7,152	△2,141
法人税等計	△63,724	△97,383
当期純損失	193,854	302,989



## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年 8月 3日 至 平成28年 3月 31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
会社成立日残高	490,000	490,000	490,000	-	-	980,000	980,000
当期変動額							
当期純損失（△）				△193,854	△193,854	△193,854	△193,854
当期変動額合計	-	-	-	△193,854	△193,854	△193,854	△193,854
当期末残高	490,000	490,000	490,000	△193,854	△193,854	786,145	786,145

当事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	490,000	490,000	490,000	△193,854	△193,854	786,145
当期変動額						
当期純損失（△）				△302,989	△302,989	△302,989
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	△302,989	△302,989	△302,989
当期末残高	490,000	490,000	490,000	△496,843	△496,843	483,156

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	786,145
当期変動額			
当期純損失（△）			△302,989
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	413	413	413
当期変動額合計	413	413	△302,575
当期末残高	413	413	483,569

## (重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15 年

器具備品 3～20 年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更)

### 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	303千円	800千円
器具備品	482千円	1,607千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産		
未収入金	56,741千円	95,685千円

(注) 当該金額は、連結納税親会社から収受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日	増加	減少	当期末
普通株式(株)	1,960,000	-	-	1,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	1,960,000	-	-	1,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れ管理しております。

当社の未収入金は、主に連結納税親会社から收受する金額であります。

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,592	687,592	—
未収入金	56,741	56,741	—
未収委託者報酬	16,253	16,253	—
資産計	760,587	760,587	—

当事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	334,657	334,657	—
未収入金	95,899	95,899	—
未収委託者報酬	67,272	67,272	—
資産計	497,828	497,828	—

金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

預金、未収入金、未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,378千円	8,102千円
未払事業所税	103千円	222千円
未払事業税	555千円	1,190千円

未確定債務	512 千円	1,280 千円
減価償却超過額	1,748 千円	1,372 千円
繰越欠損金	13,723 千円	37,126 千円
繰延税金資産小計	23,021 千円	49,294 千円
評価性引当額	△15,868 千円	△40,000 千円
繰延税金資産合計	7,152 千円	9,294 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△182 千円
繰延税金負債合計	—	△182 千円
繰延税金資産の純額	7,152 千円	9,110 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
前事業年度及び当事業年度ともに税引前当期純損失のため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）が平成 28 年 11 月 18 日に国会で成立し、消費税率の 10%への引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はなく、影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 3 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

### 1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成 27 年 8 月 3 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主 (会社等に限る) 等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接) 100%	連結納税	連結法人税還付請求	56,741	未収入金	56,741

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	—	建物転貸借 役員の兼任	敷金の差入	10,200	差入敷金 保証金	10,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 差入敷金保証金は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス (東京証券取引所に上場)

当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主 (会社等に限る) 等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接) 100%	連結納税	連結法人税還付請求	95,685	未収入金	95,685

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言	支払手数料 委託調査費	121,659 62,746	未払手数料 未払投資 助言報酬	23,073 38,267

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言の費用については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	401円09銭	246円71円
1株当たり当期純損失金額	98円90銭	154円58銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純損失(千円)	193,854	302,989
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	193,854	302,989
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,000	1,960,000

#### (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。



## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		第3期中間会計期間
		(平成29年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		1,277,809
前払費用		25,688
未収入金		35,475
未収委託者報酬		117,387
繰延税金資産		7,080
流動資産計		1,463,441
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	3,755
器具備品	※1	5,057
有形固定資産計		8,812
無形固定資産		
ソフトウェア		32,878
無形固定資産計		32,878
投資その他の資産		
投資有価証券		5,020
差入敷金保証金		10,200
長期前払費用		2,916
繰延税金資産		539
投資その他の資産計		18,676
固定資産計		60,368
資産合計		1,523,809

(単位：千円)

第3期中間会計期間

(平成29年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	
未払手数料	34,509
その他未払金	58,297
未払費用	20,480
未払法人税等	4,848
未払消費税	3,491
賞与引当金	23,873
預り金	22
流動負債計	145,524
負債合計	145,524
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	490,000
資本剰余金計	490,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△112,560
利益剰余金計	△112,560
株主資本計	1,377,439
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	846
評価・換算差額等計	846
純資産合計	1,378,285
負債・純資産合計	1,523,809

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	331,791
営業収益計	331,791
営業費用	
支払手数料	90,689
広告宣伝費	4,937
調査費	
調査費	72,025
委託調査費	42,473
委託計算費	37,925
営業雑経費	
印刷費	6,958
協会費	1,070
販売促進費	1,305
その他	19,004
営業費用計	276,391
一般管理費	
給料	
役員報酬	30,799
給料・手当	95,399
賞与	2,479
賞与引当金繰入額	23,873
旅費交通費	2,350
租税公課	3,019
不動産賃借料	8,194
固定資産減価償却費	※1 5,397
諸経費	19,516
一般管理費計	191,030
営業損失	135,630
営業外収益	
雑収益	14
営業外収益計	14
営業外費用	
投資有価証券売却損	4
株式交付費	3,630
営業外費用計	3,634

經常損失	139,251
税引前中間純損失	139,251
法人税、住民税及び事業税	△34,833
法人税等調整額	1,299
法人税等計	△33,534
中間純損失	105,716

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

第3期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金  繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	490,000	490,000	490,000	△496,843	△496,843	483,156
当中間期変動額						
欠損填補		△490,000	△490,000	490,000	490,000	
新株の発行	510,000	490,000	490,000			1,000,000
当中間純損失(△)				△105,716	△105,716	△105,716
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	510,000	0	0	384,283	384,283	894,283
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	△112,560	△112,560	1,377,439

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	413	413	483,569
当中間期変動額			
欠損填補			
新株の発行			1,000,000
当中間純損失(△)			△105,716
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)	432	432	432
当中間期変動額合計	432	432	894,715
当中間期末残高	846	846	1,378,285

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15 年

器具備品 3～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第3期中間会計期間 (平成 29 年 9 月 30 日)
建物	1,037 千円
器具備品	2,238 千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第3期中間会計期間 (平成29年9月30日)	
有形固定資産	867千円
無形固定資産	4,529千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第3期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,960,000	2,000,000	-	3,960,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,000,000株は、第三者割当増資による新株の発行による増加である。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第3期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,277,809	1,277,809	-
(2) 未収入金	35,475	35,475	-
(3) 未収委託者報酬	117,387	117,387	-
資産計	1,430,672	1,430,672	-
(1) その他未払金	58,297	58,297	-
負債計	58,297	58,297	-

金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	348円05銭
1株当たり中間純損失金額	36円45銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載していません。



(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純損失 (千円)	105,716
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失 (千円)	105,716
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,899,891

(重要な後発事象)

第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

公開日 平成30年4月6日  
作成基準日 平成30年3月30日

本店所在地 東京都江東区木場一丁目5番65号  
お問い合わせ先 総務部

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 山田 信之 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 太田 健司 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2017年12月8日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 健司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2017年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※: 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。